

介護老人保健施設おうみ料金表

【入所サービス/従来型多床室】

◆基本サービス費（介護保険1割負担の場合）※1日につき					
従来型多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	799円	848円	911円	963円	1,017円
◆その他加算（介護保険制度・介護報酬に基づく）				※別途加算一覧参照	

【介護報酬に係る利用者1割負担の計算】（基本単位+加算単位）×地域加算(10.14)－介護給付(9割)＝利用者負担額

※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により請求金額が若干異なる場合があります。

※上記料金は1割負担の場合であり、自己負担額は市町村より定められた負担割合に応じて変わります。

◆介護保険以外の利用料	
食費(※1)	朝食：480円 昼食：740円 夕食：680円 /食
居住費(※1)	600円/日
日用品費(※2)	200円/日
教養娯楽費(※3)	100円/日
理美容代	(カット) 1,650円/回 より その他施術追加は別途
私物の洗濯代	(業者委託) ネット1袋分 (大) 850円 (小) 500円
	(施設洗濯) 1枚につき 50円～180円 (各種類ごとに設定)
電気使用料	電気製品(※4) 1点 30円/日 (充電器は 10円/日)
室料代差額	1,200円/日 (個室をご利用いただいた場合に加算されます)
その他の項目	歯科受診代(代理請求)・他科受診代(代理請求)・文書料・行事費
	健康管理費(予防接種等)・感染予防対策費・その他の実費(※5)等

※1 「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）のご利用者様の場合、自己負担額が段階に応じて軽減されます。

従来型多床室	特定入所者負担限度額 ※日額		
	第1段階	第2段階	第3段階
食費	300円	390円	650円
居住費	0円	370円	370円

※2 日用品費：トイレトーパー・石けん・シャンプー・フェイスタオル・バスタオル・ペーパータオル等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※3 教養娯楽費：レクリエーション活動等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※4 電気製品：暖房機器は安全面を考慮しお持ち込みいただけません。

※5 その他実費：日用品や嗜好品等、個別にご希望されて購入したもの(手数料含む)や、死後の処置代等を含みます。

◎ 入所に関するご相談や見学のご希望等、随時対応致します。

事前に支援相談員までご連絡下さい。

◎ 個人情報については、利用目的以外に使用致しません。

◆ その他加算料金（個別に算定する加算の1割負担の場合）

加算項目	加算料金	単位	加算要件
初期加算	31円	日	入所日より起算30日以内の期間
夜勤職員配置加算	25円	日	夜間における手厚い職員配置（20：1）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	457円	回	入所予定日30日前以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し退所を目的とした施設サービス計画を策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	487円	回	（Ⅰ）に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援経過を策定した場合
地域連携診療計画情報提供加算	305円	回	地域連携診療計画管理料を算定する病院に入所者に係る診療情報を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	102円	回	入所後及び退所後1月以内にかかりつけ医に対し、薬の変更情報等を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	244円	回	（Ⅰ）の算定に加え、国に服薬情報等を提出した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	102円	回	（Ⅰ）（Ⅱ）の算定に加え、退所時の処方薬の種類が入所時より1種類以上減少した場合
試行的退所時指導加算	406円	回	試行的な退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	507円	回	退所後の主治医に対して、文書にて診療状況等を示した場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	609円	回	入所日の30日前後に退所後の居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用方針を定め、かつ退所して居宅サービスを利用する際に必要な情報提供を行い利用調整を行った場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	406円	回	退所して居宅サービスを利用する際、必要な情報提供を行い利用調整をした場合
老人訪問看護指示加算	305円	回	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	35円	日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上/地域貢献活動の実績
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	47円	日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上/地域貢献活動の実績
外泊時費用	367円	日	外泊時、施設サービス費に代えて算定（1月に6日を限度）
外泊時費用(在宅サービス利用の場合)	812円	日	試行的退所/施設サービス費に代えて算定（1月に6日を限度）
短期集中リハビリテーション実施加算	244円	日	理学療法士等が集中的なリハビリテーションを行った場合（入所3月以内）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	244円	日	認知症入所者に理学療法士等が集中的なリハビリテーションを行った場合（入所3月以内）
若年性認知症入所者受入加算	122円	日	若年性認知症利用者に対し、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	日	認知症専門研修修了者を配置している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	日	認知症専門研修修了者を上記基準に加え1名配置している場合
認知症情報提供加算	355円	回	厚生労働大臣が定める機関に入所者の紹介をした場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円	日	医師が在宅生活が困難で緊急入所が必要と判断した場合（利用開始から7日を限度）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円	月	入所者の褥瘡評価及び褥瘡計画の策定及び見直しを行い、国へ情報提供した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円	月	褥瘡があると評価された入所者等について、褥瘡の発生がない場合
排泄支援加算（Ⅰ）	11円	月	排泄に介護を要する原因の分析を行い、支援計画の策定及び継続的な支援の実施に加え、評価と結果を国へ提出した場合
排泄支援加算（Ⅱ）	16円	月	施設入所時と比べ、排尿・排便または、おむつの使用等に改善が見られた場合
排泄支援加算（Ⅲ）	21円	月	施設入所時と比べ、排尿・排便かつ、おむつの使用等に改善が見られた場合
自立支援推進加算	305円	日	医師が自立支援が必要と評価した入所者に対し支援計画の策定、かつ国に情報提供した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	41円	月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を国に提出した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	61円	月	入所者の心身の状況等の基本的な情報に加え、疾病及び服薬情報を国に提出した場合
緊急時治療管理費	526円	日	該当者（月に1回3日を限度）
特定治療（救命救急医療必要時）			該当者（医科診療報酬点数表に基づく点数）
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	243円	日	該当者（月に1回7日を限度）
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	487円	日	該当者（月に1回10日を限度）医師が感染対策に関する研修を受講している場合
再入所時栄養連携加算	203円	回	再入所時に栄養ケア計画を策定した場合
ターミナルケア加算 （当日）	1674円	日	医師から回復の見込みがないと判断された入所者に対しターミナルケアに係る計画を作成し、説明および実施した場合
（2～3日）	832円	日	
（4～30日）	163円	日	
（31～45日）	82円	日	
栄養マネジメント強化加算	12円	日	管理栄養士の十分な配置に加え、低栄養状態等の高リスク者に週3回以上の食事の観察・調整を行い、国に情報提供をした場合
療養食加算	6円	回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合（1日3回を限度）
経口移行加算	29円	日	経管摂取者に経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う場合（180日限度）
経口維持加算Ⅰ	406円	月	誤嚥が認められる者を対象
経口維持加算Ⅱ	102円	月	上記加算に言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	92円	月	口腔ケアを月に2回実施した場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	112円	月	口腔ケアを月に2回実施し、国に情報提供をした場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	34円	月	入所者等にリハビリテーション実施計画の説明を行い、国に情報提供した場合
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23円	日	前年度実績で介護職員総数のうち介護福祉士80%以上または勤続10年以上35%
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		月	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合（介護報酬総単位数に3.9%を乗じた単位数）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		月	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合（介護報酬総単位数に2.1%を乗じた単位数）

【介護報酬に係る利用者1割負担の計算】(基本単位+加算単位)×地域加算(10.14)－介護給付(9割)＝利用者負担額

※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により請求金額が若干異なる場合があります。

※上記料金は1割負担の場合であり、自己負担額は市町村より定められた負担割合に応じて変わります。